

岩手県告示第140号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

令和6年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 令和6年2月26日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 株式会社堀合建設
 - (2) 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町長崎四丁目8番23号
 - (3) 代表者の氏名 菊地樹江子
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般・特一3）第8381号
- 3 処分の内容 営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
 - (2) 期間 令和6年3月12日から令和7年3月11日までの1年間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者の代表取締役（当時）は、山田町が令和3年11月17日に執行した入江田沼水辺公園芝張整備工事（土木工事）の条件付一般競争入札に関して、山田町職員（当時）から、予定価格と同額である設計額の教示を受け、株式会社堀合建設に同予定価格に近接する金額で入札させて同案件を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。これにより、令和5年9月4日に盛岡地方裁判所から懲役1年2月、執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。このことが、法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。